

平成 26 年度人材育成研修事業委託業務プロポーザル審査要領

平成 26 年度人材育成研修事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる者

審査は、次の各号をすべて満たす者を対象に行います。

- (1) 別途定める「平成 26 年度人材育成研修事業委託業務プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、適正に書類を作成し、必要な書類のすべてを提出した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 取組方針 | 10 点 |
| (2) 周知・広報 | 10 点 |
| (3) 研修内容及び講師 | 40 点 |
| (4) 研修効果の測定方法 | 10 点 |
| (5) 研修業務等の実績 | 10 点 |
| (6) 経費見積 | 10 点 |
| (7) 企業内の人材育成の取り組み支援 | 10 点 |

3 審査委員会

事業者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。なお、企画提案者が 1 者であった場合もプレゼンテーションを行う。

- (1) 日時 : 平成 26 年 3 月 20 日(木) 13 時 30 分から 16 時 30 分(予定)
- (2) 場所 : 高知県職員能力開発センター 2 階「202 会議室」(高知市丸ノ内 2 丁目 1 番 19 号)
- (3) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は 1 者 20 分以内とする。
 - ② 順番は別途通知する。
 - ③ 各者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を 15 分程度設ける。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙の「審査基準」に基づき、審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定する。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で 2 者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。経費見積においても決着のつかない場合は、研修内容及び講師の得点の高い者を候補者とする。

審査基準

審査項目	審査の視点	配点
取組方針	・研修の目的と期待する効果が理解され、その実現に有効な内容となっているか	10
周知・広報	・適切な手段、スケジュールとなっているか ・期待する効果が得られるか	10
研修内容及び講師	・全体を通して、参加者が主体的に取り組むことができ、最後まで興味を持って参加できる内容、構成となっているか、又その工夫があるか ・キャリア形成の重要性を認識できる内容となっているか ・労働者の自己理解を促し、主体的にキャリア開発に取り組むきっかけづくりができていますか ・講師の実績及び経験は十分か ・契約講師の場合、確保は確実か ・企業の要望に応じた様々な研修の実施が可能か	40
研修効果の測定方法	・研修を受けた者が、企業で研修効果を最大限発揮するために必要な支援はあるか ・研修がどう活かされ、企業や人にどのような変化が現れたのか等、研修効果が測定できる仕組みとなっているか	10
研修業務等の実績	・研修業務等の実績等から判断して、本事業の履行は妥当か ・事務局の統括責任者は実績等から判断して、事業運営に有為な人物となっているか	10
経費見積	・見積額は企画提案内容に対して妥当な金額となっているか	10
研修受講企業内の人材育成の取り組み支援	・高知県職業能力開発協会との連携が図られているか	10
	計	100